

所得税および 復興特別所得税の確定申告

役場での
申告期間

2月16日(火)～2月26日(金)

※土・日・祝は除く

※午前8時までは役場庁舎への入庁をお断りしています。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、来場制限を行います。

●所得税、贈与税、消費税の相談 昭和税務署 (☎052・881・8171) ※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。
●町・県民税の相談 税務課 (☎0561・56・0724)

申告が必要な人

①給与所得がある人

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与を1カ所からもらっていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人
- ・給与を2カ所以上からもらっていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人



②年金などを受給している人

公的年金などの所得金額から所得控除を差し引いて残額がある人

- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合は不要。ただし、その場合でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは4ページをご覧ください。
- ※確定申告が不要な人でも、計算の結果、源泉徴収されている所得税の還付を受ける場合には、申告が必要です。

③その他（事業や不動産の収入がある人、土地や建物を売った人など）

事業所得や不動産所得などの各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整によって受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を差し引いて残額がある人など

- ※退職所得がある人は、一般的には不要です。ただし、外国企業から受け取った退職金など源泉徴収されないものがある場合は申告が必要です。

還付申告ができる人

給与などから源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が、年間の所得税および復興特別所得税額よりも多いときは、確定申告で納め過ぎた税の還付が受けられます。

給与所得がある人は、原則、次のような場合に還付申告ができます。

①多額の医療費を支出した場合

②特定の寄附をした場合

③一定の要件のあるマイホームを取得するなどし、 住宅ローンがある場合

④年の途中で退職したため年末調整を受けておらず、所得税および 復興特別所得税の源泉徴収税額を納め過ぎている場合など

- ※ふるさと納税をした人が確定申告をする場合、ワンストップ特例を申請していても、ふるさと納税をした寄附金額を含めて申告する必要があります。



スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

1 まずは国税庁ホームページで、確定申告特集をご確認ください。



2 スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます。

- ・出かける手間がかかりません。
- ・24時間いつでも利用できます。
- ・案内に従って入力すれば税額などが自動計算されます。

3 申告書を提出します。

- ・国税庁ホームページからe-Taxで送信。
 - ・印刷または書き写して郵送で提出。
- プリンタをお持ちでなくてもコンビニなどのプリントサービス(有料)を利用すれば印刷できます。



確定申告会場

◆役場

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税の申告を受け付けます。

とき 2月16日(火)～2月26日(金)の平日

ところ 役場2階大会議室

- ① 所得税および復興特別所得税のうち収入が給与、年金、雑、配当、一時に該当する人は事前予約(受付締切1月29日消印)した人に限ります。(予約なく当日お越しになっても受け付けできませんのでご注意ください)
- ② 所得税および復興特別所得税のうち「収入が事業所得である」、「住宅ローン控除1年目である」など税理士による無料相談を利用する人には、当日受付時に入場整理券を配布します。午後の部の入場整理券は、午前の部がなくなり次第配布するため、午後の部の開始時刻には受付が終了している場合があります。(相談時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時)

注意事項

- 役場では譲渡所得や贈与税に関する相談は受けられません。税務署の相談をご利用ください。(次項参照)
- 会場では、パソコンを利用した申告書の作成を行います。
- 記入された確定申告の受け取りは、2月16日(火)から2月26日(金)午後4時までです。

◆税務署

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税の申告を受け付けます。

とき 2月8日(月)～3月15日(月)の平日 午前9時15分～午後5時
2月21日(日)、2月28日(日)も開設

ところ 電気文化会館5階((名古屋市中区栄二丁目2-5) 地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分)

※受付終了時間：当日の入場整理券配布終了時

※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場での配布とLINEを通じたオンライン事前発行があります。オンライン事前発行の詳しい方法は国税庁ホームページの「LINEで「入場整理券」を取得する方法」をご確認ください。



友だち追加

なお、入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

※期間中は、税務署内での申告書の作成指導は行いません。

※確定申告会場では、パソコンを利用した確定申告書の作成を行っています。

※2月16日(火)より前における税務署での申告相談は、オンラインなどによる事前予約となります。

事前予約をすることなく税務署にお越しいただいた場合は、会場の混雑状況により申告相談できないことがあります。

※会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。

町・県民税の申告

確定申告をする必要がない人でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

申告しないと、所得控除（扶養控除、各種保険料控除、医療費控除など）が適用されず、町・県民税が高くなったり、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者保険料の算定に影響したりすることがあります。

町・県民税の申告が必要な人

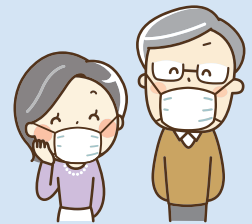
令和3年1月1日現在、町内在住で、次のいずれかに該当する人

- ①前年中に所得はあるが、確定申告をする必要がない人
- ②前年中に所得がなく、同一世帯内の誰にも扶養されていない人
- ③前年中に所得がなく、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人
※申告の有無で、保険税（料）額が変わる場合があります。
- ④公的年金などを受給していて、確定申告が不要な人のうち、町・県民税を計算する上で所得控除の追加が必要な人



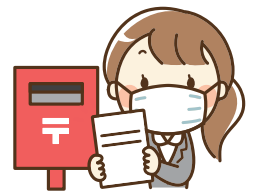
町・県民税の申告が不要な人

- ①令和2年分の確定申告書を提出した人、提出する人
- ②所得が給与所得のみで勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人
- ③所得が公的年金所得のみで、年金支払報告書（公的年金などの源泉徴収票）に記載されている所得控除以外に追加する所得控除がない人



町・県民税の申告書を郵送します

昨年、町・県民税の申告書を提出した人に申告書を2月中に郵送します。必要事項を記入の上、3月15日（月）までに返信してください。新たに申告が必要な人や申告書が届かない人は、申告会場や税務課窓口で受け取ってください。



町・県民税の申告書の記載方法が分からない場合など

計算方法や申告書の記載方法などが分からない場合は、必要書類（5ページ参照）を持って、役場で行う町・県民税の申告会場にお越しください。

町・県民税の申告会場

とき

3月1日(月)～3月15日(月)
の平日午前9時～正午、午後1時～3時

ところ

役場2階大会議室

※上記以外は、2月1日（月）～2月26日（金）（ただし、2月16日（火）～2月26日（金）は受取りのみ）税務課窓口で受付します。



確定申告、町・県民税の申告に必要なもの

必要書類は申告内容によって異なります。確定申告は昭和税務署へ、町・県民税の申告は税務課へお問い合わせください。なお e-Tax^{イー・タックス}の ID とパスワードの分かるもの、申告者本人の通帳は、確定申告のみ必要です

●控除を受ける・受けないどちらの人もお持ちください

マイナンバー（個人番号）カード

※持っていない人は①番号確認書類1点（通知カード、マイナンバー入りの住民票など）②本人確認書類1点（運転免許証など）



所得金額を証明する書類

（給与や年金の源泉徴収票（原本）事業の収支内訳書・帳票書類など）

印鑑 （認め印可）



申告者本人の通帳 （還付を受けられる人のみ）



イー・タックス e-Taxの ID とパスワードの分かるもの（すでに取得している人のみ）

※平成30年1月以降に役場の申告相談会場でパソコン（e-Tax^{イー・タックス}）を利用して申告した人は、お持ちになるとスムーズに申告できます。

●控除を受ける人のみお持ちください

控除の種類	必要な書類
社会保険料控除	払込証明書
生命保険料控除	生命保険料支払証明書
地震保険料控除	地震保険料支払証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
医療費控除	医療費控除の明細書（領収書の添付または提示は必要ありませんが、領収書は5年間保管してください。）
寄附金控除	寄附先から交付を受けた受領書など



医療費控除対象（例）

該当する

- ・ 歯科矯正費用・インプラント治療費（容貌を美化するためのものを除く）
- ・ 通院に関しての交通費（電車・バスなどの公共交通機関）
- ・ 薬代（ケガや病気の治療のため）
- ・ 生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払われた医療費
- ・ 治療のための、はり・灸・マッサージ

該当しない

- ・ 人間ドック、健康診断の費用（引き続き治療を行った場合を除く）
- ・ 予防接種（インフルエンザなど）
- ・ 子ども医療適用分（町では18歳まで補助しているため、明細から省く必要がある）
- ・ タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除く）
- ・ 自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車場料金